

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>1. 調査対象地点 電源の有無について</p> <p>外部電源の有無は追って指示すると思いますが、外部電源が無い地点は、想定として何地点ございますでしょうか。可能性のある地点名も教えてください。</p>	<p>調査対象地点のうち外部電源を確保できないことが判明している地点及び不明の地点は以下のとおりです。</p> <p>&lt;外部電源が確保できない地点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県半田市</li> <li>・三重県四日市市</li> </ul> <p>&lt;現時点で不明の地点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県高知市</li> </ul>
2	<p>調査実施日について</p> <p>仕様書 2. 業務の内容 (1) 有害大気汚染物質等のサンプリング及び分析各調査地点において、原則、毎月1～15日の間に1回と記載がございますが、各調査地点の要求により上記期間外で調整を求められるケースや県市町村の業務と日程を合わせて実施するケースは、過去にございましたでしょうか。</p>	<p>令和4年度の事例として、調査を実施する施設において工事が発生した際には、工事による測定結果等への影響を避けるために環境省の指定期間外で調査を実施した例があります。</p> <p>また、地方公共団体等複数機関と並行測定を実施するため、地方公共団体と日程を調整した上で調査を実施した例があります。</p>
3	<p>他の分析業務について</p> <p>仕様書 2. 業務の内容 (1) 環境省が実施する他の分析業務において精度管理のための調査等が必要となった場合には、協力すること。とございますが過去の事例を教えてください。費用は、同業務に含まれておりますでしょうか。</p>	<p>令和4年度の事例として、「令和4年度大気粉じん中のクロムの形態別測定方法の誤差要因調査業務」における同一地点での複数機関による並行測定等に協力いただきました。並行測定は検討中の測定誤差の抑制手法を用いて行い、アルカリ含浸フィルタの作成や試験液の調製、試験操作の日数など指定された条件に従って六価クロムのモニタリングを実施いただきました。</p> <p>上記のとおり、精度管理のための調査等が必要となった場合、協力を依頼することになります。</p>
4	<p>使用許可申請等について</p> <p>行政財産使用許可申請等の事務手続きについては、設置予定場所の現地調査、打合せ、現地写真の添付等必要になりますでしょうか。</p>	<p>一部の地点については、地方公共団体職員立ち会いのもと設置予定場所の事前下見を行っていただき、その際に測定装置を設置した現場の写真を行政財産使用許可申請書に貼付いただく必要があります。</p> <p>詳細については契約締結後環境省担当官から指示します。</p>